

公 告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項の規定により県営三条北部第1地区区画整理・農業用排水施設整備（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を策定するための関係市長との協議に当たり、同条第7項において準用する同法第87条の2第8項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業計画の概要に意見のある者は、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条の2第9項の規定により令和8年4月24日までに新潟県知事に意見書を提出することができます。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画概要書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年3月30日から令和8年4月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 意見書の提出の方法
次のいずれかの方法によってください。
 - (1) 新潟県三条地域振興局農業振興部へ郵送する。
郵便番号：955-0046
所在地：三条市興野1丁目13番45号
 - (2) 新潟県三条地域振興局農業振興部庶務課農用地係に持参する。
 - (3) 次の番号にファクシミリで送付する。 0256-36-2280
 - (4) 次の電子メールアドレスに送信する。 ngt112440@pref.niigata.lg.jp
- 5 その他

県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域機関において閲覧等により公表することとしています。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。

なお、公表の際には住所氏名は公表されません。